

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
昭和 60 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失した記録となっているが、私は、59 年 3 月に国民年金に任意加入して以降、61 年 3 月まで継続して A 金融機関の窓口で保険料を納付していた。
昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者資格の手続のため、B 市区町村役場に出かけたことは明確に記憶しているが、その 1 年前の 60 年 4 月に当該喪失届の手続は行っていない。
申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の種別変更手続や厚生年金保険から国民年金への切替手続をすべて適切に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和 59 年 3 月 10 日に国民年金に任意加入し、申立期間の直前の 60 年 3 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人の夫は、申立期間当時、事業所に勤務して安定した収入があり、申立人も「夫の収入は安定し、国民年金保険料を納付する経済的余裕は十分にあった。」と供述していることから、申立人が、あえて 60 年 4 月に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失し、申立期間について国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、「国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失したとされる昭和 60 年 4 月は子供が生まれた直後の時期であり、体力的にも精神的にも余裕が無かったので、B 市区町村役場に出向いて被保険者資格の喪失手続を行うことなどはしていない。私が 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険

者となる手続を行った際に、誤って、B市区町村職員が、60年4月1日付けで、私の被保険者資格の喪失手続を行ってしまったのではないか。」と供述しているところ、申立人が所持する年金手帳によると、同一筆跡で、「被保険者でなくなった日：昭和60年4月1日」、「被保険者となった日：昭和61年4月1日 3号A」と記載されていることが確認できる上、その記載について、C市区町村では「当時のB市区町村職員が記入したものと考えられる。」と説明していることから、申立人の主張のとおり、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性が高かったものと考えられる。

加えて、申立人は、「国民年金に任意加入した昭和59年3月以降61年3月まで継続して、A金融機関の窓口で保険料を納付した。」と供述しているところ、A金融機関の説明によると、申立期間当時、A金融機関において国民年金保険料を納付することは可能であったこと、並びに、申立人が国民年金保険料を持参していたとするA金融機関のD支店の保険料収納窓口の様子は申立人の供述のとおりであったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 17 日から 48 年 3 月 31 日まで
申立期間は、A校に常勤講師として勤務していた。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B教育委員会が保管する勤務記録及び、A校の講師を勤めていた申立人の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、講師としてA校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B教育委員会は、「それぞれの学校で必要に応じ、学校単位で適用事業所の届出を行い、その上で厚生年金保険の資格取得及び資格喪失届等の届出を行っており、現在は、2か月以上勤務する講師をすべて厚生年金保険に加入させることとしているが、当時のことは分からない。」と回答している。

また、A校は、「申立期間当時、申立人に係る厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかについては、当時の資料が残っておらず確認できないが、学校要覧等で確認したところによると、厚生年金保険の適用事業所であった昭和 40 年 4 月 6 日から 56 年 11 月 1 日までの期間における厚生年金保険被保険者の職種は、警備員、炊事員及び実習助手であり、講師はいなかった。」と供述している。

さらに、申立期間当時、A校の講師を勤めていた申立人の同僚は、「昭和 40 年から 43 年まで非常勤講師として、また、44 年から 50 年まで常勤講師として、A校に勤務していたが、当時は、1 年ごとに辞令書が発令され、毎年 4 月は、1 週間ぐらい後の日から翌年 3 月 31 日までの期間となっており、同校で厚生年金保険に加入したことはなかった。」と供述している。

また、同校の元主事は、「申立期間当時の期限付き任用の講師（毎日出勤する常勤講師及び週に 2、3 日程度出勤する非常勤講師は、共に、期限付き任用の講師）は、4 月 2 日以降の日付で採用し、1 年を満たない任用期間となっていたため、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

加えて、A校の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同校で採用

された講師（昭和 43 年度一人、44 年度から 46 年度まで各年度二人）の氏名は確認できないほか、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月から 49 年 5 月まで
② 昭和 55 年 5 月から 56 年 5 月まで

申立期間①及び②は、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた。同社が昭和 56 年 4 月に作成した簿記の研修資料を所持しており、勤務したことは間違いない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立期間①において、また、雇用保険の加入記録、申立人が所持する簿記研修資料及び同僚の供述により、申立期間②において申立人がA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、その同僚の氏名は見当たらない上、当該同僚は「A事業所では厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

また、B事業所は、「当時の関連資料は無く不明である。」と回答している上、申立人が名前を挙げた3人の同僚については所在が分からず、A事業所における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、両申立期間以後の昭和 63 年 3 月 1 日であり、両申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できるところ、A事業所の元専務と申立人が供述した者（現在は、申立事業所の承継事業所であるB事業所の代表取締役）は、「当社は遊技業を営んでおり、申立期間当時は、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったため、厚生年金保険に加入していなかった。そのため、申立人は厚生年金保険に加入していない。」旨を供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。